

こらいと石田 重要事項説明書

1 施設運営者

名称	株式会社 アース
代表者氏名	代表取締役 杉山 薫
所在地	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目30番地 札の辻クロス2F
電話番号・FAX	TEL 054-204-0062 FAX 054-204-0063
法人設立年月日	平成16年5月
定款の目的に定めた事業	小規模保育事業の運営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	小規模保育事業
運営方針	<p>◎一人ひとりの発達と個性を認め、豊かな人間性を持った子どもを育成します。</p> <p>◎集団生活の中で互いを認め合いながら、友達と過ごす楽しさを実感できるようにしていきます。</p> <p>◎子供の活動が豊かに展開されるよう安心・安全な環境を整えます。</p> <p>◎身近な大人が子どもを愛することで、信頼する心・豊かな心を育てます。</p> <p>◎保護者の思いに耳を傾け一緒に悩み考え、子育てが喜びと感じられるよう共に歩んでいきます。</p>

3 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業		
施設の名称	こらいと石田		
認可年月日	平成30年4月1日		
施設の所在地	静岡県静岡市駿河区石田3丁目16-39		
連絡先	TEL 054-289-5501 FAX 054-202-5003		
事業所番号	32280		
管理者	芝田 裕美子		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	6人	6人	6人
職員数	13名		
嘱託医	ほんまファミリークリニック	本間博臣	054-201-9070
	小嶋デンタルクリニック	小嶋隆三	054-654-1020

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする
----------	---

保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施
	保育短時間認定	午後8時30分から午後4時30までの間で保育を必要とする時間 ※午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施

5 施設・設備の概要

敷地面積		2,245.00 m ²	
園舎	構造	RC造	
	延床面積	全体	2632.47m ² 園舎 78.87 m ²
施設設備の数と面積	乳児室	1室	32.49 m ²
	保育室	1室	46.38 m ²
屋外遊技場（園庭）		屋外遊技場	110.38 m ²

本園では「静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員体制（令和8年1月31日現在）

責任者	1人（園長）
保育士	10人（常勤 7人 非常勤 3人）
子育て支援員	1人（常勤 0人 非常勤 1人）
調理員	1人（常勤 0人 非常勤 1人）
	人（常勤 人 非常勤 人）

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育過程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(1) 保育計画

0・1・2歳児ごとに年間、期別及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、別紙のとおりです。

(3) 食事の提供

給食などの方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方への毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談のうえ、除去などの必要な対応を取ります。

- (4) 健康診断
 - ①健康診断
年2回、嘱託医が検診します。
 - ②身体測定
毎月1回、身長・体重の測定を行います。
- (5) その他
子育て支援事業の実施

8 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
本園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収
(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象	購入時期	金額
連絡帳	全園児	随時	1冊 180円
帽子	全園児	年度初め	1つ 920円
連絡袋	全園児	入園時	1つ 110円

- (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分	15分150円
	午後4時30分から午後6時まで	15分150円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	15分150円

9 支払い方法

- (1) 口座振替払 振替日：毎月27日（土日祝日の場合翌営業日）
静銀経営コンサルティング株式会社
代金回収システム しずおかワイドネットサービス 利用

10 利用の終了について

本園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が満3歳を迎え、その年度が終了したとき。
- ② 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 緊急時の対応

保育中に容態の変化や病状急変などの緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡をとるなど必要な装置を講じます。

12 保険の加入状況

以下の賠償責任保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	一般社団法人 全国こども子育て支援会
保険金限度額	1名につき200,000（千円） 1事故につき800,000（千円）

以下の災害共済給付制度に加入しています。

保険の種類	災害共済
保険の内容	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
給付金額	医療費…健康保険法により算定した医療費の4割（交通事故は除く）
	死亡見舞金・・・最高額3,000万円（突然死及び通園中は半額）
	障害見舞金・・・程度により4,000万円から88万円（通園中は半額）

在園中、下記の項目に同意をお願いします。

- 1 株式会社アースが独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約をすること。
- 2 契約にともなう掛け金を保護者が負担すること。（保育料より充当させていただきます。）
- 3 災害共済給付の請求に基づき取得した、個人情報の取り扱いに関すること。
 - (1) 災害共済給付の請求、審査及び支払いに関する業務に利用すること。
 - (2) 統計資料など園管理下における災害防止のための資料として、利用すること。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	園児の安全確保を最優先にあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をする。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器・スプリンクラー他
避難訓練	火災・震災・水害・引き渡し訓練・不審者訓練

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 芝田裕美子
-------------	----------

15 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任 長谷川恵里奈・村上絵里	
相談・苦情受付責任者	園長 芝田 裕美子	
第三者委員	系列園舎所有者 八木静雄	054-261-3028
	一般社団法人しずおかこども発達支援 ありい 代表理事 内藤 一樹	050-3154-0856
受付方法	文書、電話及び面談、ホームページなどにより受付します	

16 その他保護者に説明すべき事項

当事業所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：株式会社 アース こらいと石田

所在地：静岡市駿河区石田3丁目16-39

説明者職名：責任者 氏名 芝田 裕美子

私は、書面に基づいて【こらいと石田】の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

⑩

園児から見た続柄：

個人情報の使用に係る同意書

私は、こらいと石田の保育業務に関わる下記のような場面での情報の活用について個人情報の提供を承諾します。

◇ ホームページ・広報・情報誌・おたより・SNS等への写真などの掲示・掲載

◇ 緊急連絡網等保育活動に係る事

◇ 他機関との連携が必要な場合

(健康づくり課・幼保支援課・こども未来課・学校教育課 など)

令和 年 月 日

園児氏名：

保護者氏名：

⑩